

茨城森林クラウドシステム（公開クラウド）利用規約

（趣旨）

第1 この規約は、茨城県内の行政機関及び林業事業体等が森林情報を相互活用することにより、効率的かつ実効性のある森林管理の推進やデータ精度の維持向上を図るため、林業事業体等を対象とする茨城森林クラウドシステムの機能（以下「公開クラウド」という。）の利用に必要な手続きを定めるものとする。

（利用申請）

第2 公開クラウドの利用を申請できるのは、次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 次の①～④に掲げるいずれかの者であること。

- ① 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項に基づき、茨城県知事から認定を受けた者（以下「認定事業体」という。）。
- ② 茨城県意欲と能力のある林業経営体の登録及び公表実施要領第5の1に基づき、林業経営体名簿に登録された者（以下「登録経営体」という。）。
- ③ 森林法第11条第5項に基づき、茨城県知事又は県内の市町村長から森林経営計画の認定を受けた者又は認定申請しようとする者（以下「経営計画作成者等」という。）。
ただし、複数の者が作成する共同計画の場合には、共同作成者のうち代表の1者とする。
- ④ 国、国に準ずる機関又は公益法人で、茨城県内に事務所を置き、かつ、森林・林業に関する業務を行う者（以下「国等」という。）。

(2) 関係法令のほか、茨城森林クラウドシステム運用ガイドライン、茨城県森林計画関係資料取扱要領を遵守し、データの取扱、セキュリティ対策を適正に行うことができる者。

2 前項により申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式1）を林政課長に提出するものとする。

（利用承認）

第3 林政課長は、第2の2に基づく申請書の提出があった場合において、当該申請の内容が適正と認めるときは、利用を承認し、承認書（様式2）により通知するものとする。

2 前項による承認の有効期間は、5年を越えない範囲で林政課長が承認時に定めるものとする。

3 林政課長は、前2項により承認を行った場合は、農林事務所林務担当部門長、市町村林務担当課長及びサービス提供事業者に通知するものとする。

4 利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認の更新を申請することができるものとする。

（利用手続）

第4 利用者は、サービス提供事業者と利用に係る契約手続を遅滞なく締結するものとする。

2 公開クラウドを利用するために必要となるハードウェア、ソフトウェア、環境構築費、利用登録料、基本利用料、通信費、光熱費等一切の費用は利用者の負担とする。

3 利用者は、次の(1)～(10)に掲げる森林計画関係資料等を使用することができる。この場合において、茨城県森林計画関係資料取扱要領第3の2、第4の1及び2、第5に定める申請を免除する。

(1) 森林簿（森林所有者の氏名、氏名コード、住所を除く）

(2) 森林基本図

(3) 空中写真（衛星画像を含む）

(4) 森林計画図

(5) 電子地図

(6) 微地形図

(7) 路網図（林道）

(8) 国有林森林計画情報

(9) 高精度森林情報基盤整備事業による航空レーザー測量及び解析成果のうち、林政課長が別に指定する資料

(10) その他、林政課長が特に認める資料

（変更届出）

第5 第2の2で申請した内容に変更があった場合、遅滞なく林政課長に変更届出書（様式3）を提出しなければならない。

（承認取消）

第6 林政課長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用承認を取り消すことができるものとする。

(1) 利用者が法人の場合にあってはその消滅、解散等、個人の場合にあってはその死亡が確認された場合

(2) 利用者から申し出があった場合

(3) 利用申請又は変更届出の内容と異なる目的で利用した場合、並びに虚偽の記載が確認された場合

(4) この規約のほか、関係法令、茨城森林クラウドシステム運用ガイドライン、茨城県森林計画関係資料取扱要領を遵守していないことが確認された場合

(5) その他林政課長が特に定める場合

2 林政課長は、前項により承認を取り消した場合は、農林事務所林務担当部門長、市町村林務担当課長及びサービス提供事業者に通知するものとする。

付則

この規約は、平成30年11月15日から施行する。

付則

この規約は、令和元年6月24日から施行する。

付則

この規約は、令和2年12月24日から施行する。

(様式1)

茨城森林クラウドシステム（公開クラウド）利用申請書

年 月 日

茨城県農林水産部林政課長 殿

住 所

申請者名
(代表者名)

茨城森林クラウドシステム（公開クラウド）を利用したいので、茨城森林クラウドシステム（公開クラウド）利用規約第2の2に基づき、以下のとおり申請します。

なお、関係法令のほか、茨城森林クラウドシステム運用ガイドライン、茨城県森林計画関係資料取扱要領を遵守し、森林情報を適正に管理するとともに、データの取扱、セキュリティ対策を適正に行うことを誓約します。

申請区分	1 認定事業体（認定番号： ） 2 登録経営体（登録番号： ） 3 経営計画作成者等（認定番号： ） 4 国等
利用目的	
担当者連絡先	住 所： 部署名： 職氏名： 電 話： F A X： メール：

- ※1 「申請区分」の該当番号に○を付け、申請時点で有効な認定番号等を括弧内に記載すること。なお、複数の申請区分に該当する場合は、若い番号を優先すること。
- ※2 「申請区分」3の「経営計画作成者等」のうち「認定申請しようとする者」は、括弧内に「認定申請予定：林班（区域，属人）計画，〇〇h a」と記載し、一体整備相当森林の面積規模の基準を満たす森林を所有することを証する書類を添付すること。
- ※3 「利用目的」は、「森林施業の実施」，「森林施業の集約化」，「森林管理に関する研究開発」，「森林管理に関する普及指導」などと記載すること。
- ※4 必要に応じて追加書類の提出を求める場合がある。

(様式2)

茨城森林クラウドシステム（公開クラウド）利用承認書

林政第 号
年 月 日

殿

茨城県農林水産部林政課長

年 月 日付けで申請のあった茨城森林クラウドシステム（公開クラウド）の利用について、下記のとおり承認する。

記

承認の有効期間： 年 月 日

(様式3)

茨城森林クラウドシステム（公開クラウド）申請内容変更届出書

年 月 日

茨城県農林水産部林政課長 殿

住 所

申請者名
(代表者名)

茨城森林クラウドシステム（公開クラウド）を利用申請内容について、下記のとおり変更したので、届け出ます。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更の理由